

入札監理小委員会における審議結果報告 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）

法務省の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1 事業の概要等

（1）事業の概要

登記所（法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所）が行っている登記事務のうち、登記簿等の公開に関する事務、すなわち、登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧等に係る事務（以下「乙号事務」という。）を包括的に委託している。

○実施施設

50局408庁（令和5年7月1日時点）

○事業期間

令和6年10月1日から令和10年9月30日まで（市場化テスト8期目）

（2）選定の経緯

乙号事務の包括的民間委託は、公共サービス改革法第33条の2に規定される、いわゆる特定業務を含んだ委託事業であり、平成20年から実施されている。令和6年度に開始する次期事業は、公共サービス改革基本方針（令和5年7月4日閣議決定）において選定された。

2 事業の評価を踏まえた対応

（1）論点

1者応札や入札不調の背景を分析し、競争性の確保や、総合評価落札方式のメリットの更なる発揮に向けた方策について検討する。

（2）対応

①入札不参加であった事業者への広報

法務本省において、1者応札であった局の入札説明会に参加したものの入札に参加しなかった事業者に対し、入札参加に至らなかった理由を聴取するとともに、次期入札への積極的な参加を呼び掛けた。

また、入札のスケジュールが確定した段階で、各法務局から過去の入札に参加した事業者や入札説明会に参加した事業者等に対し、入札への参加を呼び掛ける予定。

②賃金水準の変動を踏まえた委託費の変更条項の追加

近年の労務単価の上昇傾向を踏まえ、契約締結後に賃金水準の変動が生じた場合において、委託費を変更することができる旨の条項を追加した。

【資料 1 - 2 4/90 ページ】

3 その他の修正変更点

（1）総合評価の必須項目審査事項等の見直し

委託業務の適正な実施体制を確保する観点から、総合評価の必須項目審査における評価指標として、「不正行為の発生防止のための措置」に係る事

項を追加した。【資料1-2 8/90 ページ】

(2) 実務経験者等の配置基準等の見直し

多様な民間事業者の更なる参入の促進を図る観点から、実務経験者等の配置基準等について、次のとおり見直した。

ア 実務経験者の要件の見直し

各委託法務局において配置すべき実務経験者の要件のうち、実務経験者同等者として本委託業務に従事した経験を有する者の経験年数について、「直近10年の間に通算5年以上」としていた規定を「直近8年の間に通算3年以上」とした。【資料1-2 9/90 ページ】

イ 実務経験者等の配置基準等の見直し

直近1年以上継続して本委託業務に従事した経験を有する者を、実務経験者等に代えて配置することができる登記所の要件を、直近3か年の乙号事件数の平均が「10万件に満たない登記所」としていた規定を「15万件に満たない登記所」とした。【資料1-2 8/90 ページ】

ウ 実務経験者の配置人数の見直し

実務経験者の配置人数について、登記所の規模に応じて定めていた規定を、原則として登記所1庁当たり1人以上とした。

【資料1-2 8/90 ページ】

エ 実務経験者等の業務管理者との兼務禁止規定の廃止

直近3か年の乙号事件数の平均が30万件を超える登記所においては、実務経験者等は、業務管理者を兼ねることができないとしていた規定を削除し、全ての登記所において実務経験者等が業務管理者を兼務できることとした。

(3) 総合評価の加点項目の見直し

政府全体の方針を踏まえ、総合評価の加点項目として、「賃上げの実施を表明した者に関する事項」を追加するとともに、加点項目の配点を見直した。

【資料1-2 10/90 ページ】

4 実施要項（案）の審議結果

(1) 総合評価の必須項目審査における評価指標として追加された「不正行為の発生防止のための措置」について、実施事業者に求める内容を分かりやすく示すべきとの指摘があり、法務省において記載ぶりを修正した。

【資料1-2 8/90 ページ】

(2) 賃金水準の変動を踏まえた委託費の変更条項に関し、入札価格の決定に際して、情報量の差などによる不公平が事業者間に生じないように、適切に情報提供すべきとの意見があり、実際の手続において法務省が適切に対応することとした。また、事業評価の際、人件費の変動も考慮した上で経費（特に、その削減効果）の評価を行うべきとの意見があり、法務省及び事務局において、次期の事業評価に向けて検討することとした。

5 パブリックコメントへの対応

令和5年7月5日（水）から同月18日（火）までパブリックコメントを実施した結果、11者（うち4者は現行事業の受託者）からのべ52件の意見があり、法務省において修辭的な修正を行っている。